

蕨市入園・入学資金貸付制度

蕨市入園・入学資金貸付制度は、経済的な理由で、私立幼稚園の入園並びに高等学校、大学及び専門学校への入学に必要な費用の支払いに困っている保護者に資金を貸し付けし、子供たちが等しく教育を受ける機会を得られることを目的としています。

申請者の資格

申請者となる方は、次の要件が必要となります。

- (1) 蕨市の住民基本台帳に記録されており、かつ、入学資金の貸し付けは市内に引き続き2年以上居住していること。
- (2) 市税及び国民健康保険税を完納していること。
- (3) 幼稚園への入園または高等学校、大学もしくは専修学校への入学が確実である者の保護者であること。
- (4) 連帯保証人が1人以上いること。

※原則として、本人と同一世帯の方全員の市県民税課税標準額の合計が300万円未満

連帯保証人の資格

連帯保証人となる方は、次の要件が必要となります。

- (1) 蕨市の住民基本台帳に記録され、市内に引き続き2年以上居住していること。
- (2) 一定の職業を有し、独立の生計を営む人。
- (3) 市税及び国民健康保険税等を完納していること。

※現在借受人である方は、他の借受人の連帯保証人になることはできません。

貸し付けについて

下記の額を限度額として貸し付けいたします。(無利子)

	幼稚園	高等学校・高等専門学校 専修学校(高等課程)	大学・短期大学 専修学校(専門課程)
限度額	100,000円	500,000円	900,000円

返還について

貸し付けの翌月から起算して6か月を経過した後、下記の期間内に返還してください。返還は、原則として月賦・半年賦・年賦の方法で口座振替により納めていただきます。

	幼稚園	高等学校・高等専門学校 専修学校(高等課程)	大学・短期大学 専修学校(専門課程)
返還期間	1年以内	30月(2年6か月)以内	42月(3年6か月)以内

申請手続きの流れ

※ 申請については随時受け付けております。
(入園・入学確定前でも、申請できます。)

1. 相談

申請にあたり、事前に教育総務課までお越しく下さい。

(申請から貸し付けまでにかかる期間の目安は約1か月です。)

制度のご説明および入園・入学資金借入申請書を配付いたします。

ご家族、収入、返還の予定などについて詳しくお聞きすることがありますのでご了承ください。

2. 必要書類の提出(※写しを提出する場合には、確認のため原本をお持ちください。)

下記の書類をそろえ、教育総務課までご提出いただきます。

- (1) 入園・入学資金借入申請書
- (2) 源泉徴収票 又は 確定申告書(税務署の受付印のあるもの)の写し
(借受人 及び 連帯保証人 各1部)
- (3) 卒業証明書又は卒業見込み証明書

3. 審査

提出された必要書類を基に、審査委員会の審査を経て、貸し付けの適否を決定します。

決定後の手続き

貸し付けが決定しましたら、教育総務課から決定通知書が送付されます。

決定通知を受けた申請者は、次の書類を提出して下さい。

- (1) 入園・入学資金借用証書(借受人・連帯保証人とも登録印を使用してください。)
- (2) 印鑑証明書(借受人 及び 連帯保証人 各1部)
- (3) 合格通知の写し
- (4) 支払金口座振替依頼書

貸付金の一括返還

次の場合は、貸付金の全額を一括して返還していただきます。

- (1) 借受人が転出したとき。
- (2) 貸付金の用途をみだりに変更したり、他の費用に流用したりしたとき。
- (3) いつわりの申請や、不正な方法で貸し付けを受けたとき。
- (4) 入園又は入学しなかったとき。
- (5) 故意に返還金の支払いを怠ったとき。

※個人情報の取得について

貸付金の返還が滞った場合、借受人及び連帯保証人の連絡先を確認するために必要な個人情報を市区町村長から取得し、保有及び利用することがあります。

問い合わせ—— 市役所3階 蕨市教育委員会教育部教育総務課 Tel048-433-7735(直通)